

## 令和7年度 第2回福祉のまちづくり検討小委員会 議事要旨

日時：令和7年10月31日(金)10:00～12:00  
場所：兵庫県立ひょうご女性交流館5階501会議室

### 出席者（敬称略）

北川 博巳	近畿大学総合社会学部 准教授
柳 尚吾	関西学院大学建築学部 准教授
糟谷 佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
高尾 絹代	兵庫県身体障害者福祉協会 副理事長
今津 由雄	一般社団法人神戸経済同友会

事務局 近都	まちづくり部次長
澤田	都市政策課課長
石井 同	副課長
川崎 同	都市政策班長

### 1 議事 福祉のまちづくり基本方針の改定の方向性について

### 2 主な意見交換

#### 【委員】

資料3の5ページの4点目、「出入口から離れた位置に幅広の区画を設けてよいのではないか。」という意見について、私自身もどこかで同様の意見を聞いたことがある。それが本当に良いのか。意図せず、車椅子用の駐車区画が出入口から遠い位置ばかりになってしまふ可能性がある。幅広の区画を増やしてほしいという意見として捉え、基本的には出入口の近い場所に設置し、出入口から遠い場所でも良いのでさらに区画を設置してほしいという考え方で良いのではないか。出入口から遠い場所に駐車区画を設置する場合、出入口までの安全な経路を確保する必要が出てくる。手引に記載するのであれば、そういうことも含めて検討しなければならない。

資料4の10ページ公営住宅のバリアフリー化について。「住戸内の段差解消」とあるが、これは住戸内だけなのか、住戸までのアクセスとしてエレベーターの設置などの住戸外も含むのか。エレベーターの設置率を目標に入れることができるか。

資料4の24ページの災害の避難所について。福祉避難所の指定や避難所となる建物の段差解消などが書かれているが、災害対策基本法が今年の6月に改正され、福祉サービスという言葉が加わり、場所ではなくサービスがメインになってきている。もちろん、福祉避難所の指定も大事であるが、避難所だけでなく、在宅避難に対しても福祉サービスをするという考え方になってきている。災害対策基本法と足並みを揃えるという意味で、福祉サービスという文言も入れた方が良いのではないかと思った。

#### 【事務局】

従来から、建物の出入口のなるべく一番近いところに、車椅子使用者の駐車区画を設けることになっているが、出入口に近い場所だけだと、利用集中が起るので、それ以外の多少離れたところにでも、別途設置してもらえば、使いやすいのではないか、というご意見だった。そういう意味では結果的に数を増やすということになる。手引にもそういった趣旨で、考え方の一つとして記載させていただく。

県営住宅は、現状、建替えをするときには 100%エレベーターを設置している。標準設計でエレベーターを設置するようになっている。それから、住戸内以外でも、段差のある部分は必ずスロープを設けている。こちらも標準設計がそのようになっている。既存の県営住宅についても、敷地が狭いとか構造的に制約があるなど、どうしてもエレベーターの設置ができないものを除き、ほぼ全てエレベーターは設置し終えている。県営住宅においては、標準設計でバリアフリー化をする仕様になっているので、そういったことも記載をさせていただく。

### 【委員】

車椅子使用者の駐車区画については、書きようによっては勘違いする人がいるかもしれないで、よく考えて書いていただければと思う。

公営住宅のバリアフリー化については、指標としている県営住宅のバリアフリー化率の「80%」というのは、新築の場合は、バリアフリー化されているが、既存の県営住宅はまだまだのところがあり、それを合わせた割合なので、それが県民の方に通じるのかというの危惧するところである。交通におけるノンステップバスの導入率も同様で、都市部だとほぼ 100%に近いが、地方部の導入率と合わせると低くなる。その辺りをどう表現するのか、新しい書き方もあるのかと思う。

### 【委員】

先ほども出た、車椅子使用者の駐車場の話をさせていただきたい。この駐車区画に描かれているユニバーサルデザインの車椅子のマークは車椅子の方専用のマークではなく肢体不自由の方も使えるマークである。資料 4 の 8 ページには「車椅子使用者利用駐車施設の不適正利用の防止に向けた取組」と書かれているが、このように書いていると、車椅子の方以外停めてはいけないと捉えられるのではないかと感じた。私自身もだが、肢体障害者で車椅子を使っていない人で、車椅子マークの付いた駐車区画に停めたいと思っている人はたくさんいる。駐車区画の名称を車椅子に限定しないで、何か他の表現に変えていただきたい。また、ゆずりあい駐車場あれば、いろいろな方が駐車しても良いというふうになっている。ゆずりあい駐車場の利用者も車椅子駐車場に停めると思う。その辺を考えて、必要な方が停められるような表現にしていただけたらと思う。

ヘルプマークは資料 4 の 25 ページに、「内部障害のある人など援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人...」と書いているが、最近はそういった方に限らず、みんながマークを付けていて、肢体障害の方や視覚障害の方のマークと思われがちになっている。私は杖についているので、ヘルプマークはつけていない。以前デパートを訪れた際に、ヘルプマークが掲示されたエレベーターがあり、足が不自由で杖についているので、利用しようとしたところ、ヘルプマークを持っていないことを理由に断られたことがあった。ヘルプマークの使い方の問題を考えていきたいと思う。

## 【委員】

ゆずりあい駐車場は 13 年の経緯があり、行政的な解釈は確認をしておいた方が良いかと思う。

ヘルプマークについては、ラベリングの道具ではない、ということを多くの人にいかに理解してもらうかという段階にきてているのではないかと思う。万博でも配布していたので、持っている人も増えていると思う。もともとの発想が、一見して分かりにくい障害のある方のためにやっているものなので、それをどうやって啓発していくか、それをどう表現するか、検討が必要だと思う。

## 【事務局】

車椅子使用者利用駐車施設という言い回しは、バリアフリー法の用語に準じている。マークに関しては、いわゆる国際シンボルマークと言われているもので、車椅子使用者の方以外の、あらゆる障害をお持ちの方が含まれているという認識は持っている。車椅子使用者利用駐車施設という言葉とマークから受ける印象で、車椅子の方専用みたいに思われる可能性があるので、今後、不適正利用の防止に関して検討していく際も対象をどうするのかといったところは議論の余地がかなりあると思っている。

ヘルプマークに関しては、ご指摘のとおり、正しい認識があった上でマークの普及だと思うので、文面も、もう少し検討させていただきたいと思う。福祉部局の方でヘルプマークを推進しているので連携しながら、進めていけたらと考えている。

## 【委員】

店舗を構えるときの駐車場の意味合いや、ヘルプマークはこういう理由で持っているといったことなど、県民意識もさることながら、事業所や事業者向けにも啓発をした方が良いと思う。

## 【委員】

「全ての人」はひらがなの方がしっくりくるかなと思う。

資料 4 の 8 ページの右上の「地域特性」「当事者参画」「心のバリアフリー」アイコンは全て塗っても良いのではないか。10 ページはアイコンを何も塗っていないのが気になる。

資料 4 の 18 ページに「オストメイトやベビーベッド等を備え」とあるが、オストメイトは人を表すので、オストメイト対応型設備などとした方が良い。

資料 4 の 10 ページの公営住宅のバリアフリー化のところで、目標値は既存と新築を合わせたものなのか。既存に手をつけるのは難しいかなと思うので、既存と新築を分けても良いのではないかと思った。

11 ページの民間住宅のバリアフリー化の指標としている、「一定のバリアフリー化」はあまり意味がないと思っている。手すりを 1 本つければ「一定のバリアフリー化」になり、数値が高く出る。民間こそ「高度なバリアフリー」を目指すべきである。そうでないと、高齢者や障害者は民間住宅を選べないという実情があるので、「一定のバリアフリー化率」、「高度なバリアフリー化率」を併記しても良いのではないかと思う。

住宅土地統計調査は65歳以上しか明記していないように思うが、65歳以上に限定しない全住宅の数値を見られるのであれば、全住宅にしても良いのではないか。

### 【事務局】

「全て」については、公用文のルールに従って漢字にしているが、ひらがなの方が読みやすいのであれば、ひらがなに統一して表記するのも良いと思っている。

### 【委員】

資料3の3ページの一つ目の意見について。ノンステップバスに乗車した際、運転手が優先座席を上げ、車椅子使用者のためのスペースを確保し、乗車をサポートする様子を目にしたことがある。始発停留所であったため対応が可能であったと思われるが、混雑時には同様の対応は困難であると思う。オーバーツーリズムの問題もあるので、できれば条例などで空間を設けることを基準に定めた方が良いのではないかと思う。

5ページの3つ目の意見、多機能トイレの機能分散について。条例で定められた機能全てを一つのトイレに設けたらそれで良い、ということではなく、特に大きい施設においては、様々なタイプのトイレを設置するよう進めてはどうかと思う。

### 【事務局】

まず、バスにおける車椅子使用者のための空間確保について。県のガイドラインには、鉄道も含めて建物の基準はあるが、車両に関する基準は具体的には記載していない。国のガイドラインには車両について記載があったかと思う。今、いただいた意見を踏まえて、今後検討したい。

トイレについては、様々なタイプのトイレが万博でも試されたので、その辺の検証も踏まえて、手引の方に反映していけたらと思う。

### 【委員】

資料4の18ページの公園のバリアフリー化のところに「ベビーベッド等を備え」と書かれているが、障害者用のトイレに大人用のベッドが付いていないことが多い。ベビーベッドを付けなければいけないという基準はあるが、大人の障害者用のベッドはそれがない。当事者の意見交換会では、自分で何でもできる方が参加されたと思うが、もっと重度の障害のある方だとおむつをしているので、外出の際にはおむつを交換するために、絶対に大人用のベッドが必要である。

### 【事務局】

介護用の大人も使えるベッドについては今のところ、手引において推奨事項として設けているものの義務化していない。ただ、いろいろなところから、義務化をするべきという意見はいただくので、今後、義務化するにしても、どのような用途・規模の建物を対象とするのか、いろいろと検討していくかなければならないと思う。公園だけに限らずいろいろな施設で検討していきたいと思っている。

### 【委員】

そういったところは、チェック＆アドバイスをするか、しないかで大きい違いが

出てくるのではないかと思う。チェック＆アドバイスを受ける場所を増やすというのも政策的には大事かと思う。その辺りはもう少し強化した方が良いのではないか。

## 【委員】

主に資料4について意見を述べる。

種々の施策がある中で、福祉のまちづくり基本方針については「まち」について具体化していくことで、よろしいかと思う。ただ、「情報」、「参加」、「もの」についても、当然、入り込んでくるので、「まち」だけをやるのでないというところが大事と思う。

資料4にある5ページの各主体の役割のうち、県民と事業者の関係性については、記載のとおり、直接やり取りをする関係ではなく、県や市町が県民と事業者との橋渡しとなって福祉のまちづくりを展開していく、ということなのかなと思いつつ、おそらくはこのとおりで良いのだろうと思う。

つぎに、6ページの「さらに一步踏み込んだバリアフリー」とは一体何なのか。時々、概念的な用語が使われており、何を示しているのか分からぬ箇所がいくつもある。今回の基本方針は、分かりやすいものにしようという意識があるので、疑問に感じるところを今一度確認しながら訂正を進めていくのが良いと思う。

例えば、3つの柱の1番目の「建築物」は具体的な感じであるが、2番目の「まち」については何かをつなげてゆきましょうという感じに捉えられ、3番目では「ハード整備を補完する」と書いてあり、バランス面では違和感があるように思った。

これまで手引や基準の策定に携わってきたが、誰がこれらを読んでいるのかが実はよく分からない。どのような読者を想定するのかを意識する必要があると感じている。特に啓発活動が入ってくるので、どのような仕上がりにすべきか検討すべきと思われる。

11ページの民間住宅のバリアフリー化についても気になるところがある。今後人口の高齢化問題がより一層進む中で、新築の建物については、バリアフリーにしようという意識はかなり整っている。一方で、一般的な人々の意識の中では、賃貸住宅は何もいじってはいけないという考えがあると思うので、古い建物でバリアフリー化と言われても、何をどう整備すべきか難しいところがある。住宅を貸す側や管理する側についても、バリアフリーに対する意識を整えてもらうのが大事だと思う。今のところ、持ち家住宅に対する住宅改造はいくつかあるが、そういう意味では情報も含めて整備していくのが大事だと思う。

チェック＆アドバイスはこれから福祉のまちづくりを進展する上で大きなポイントだと思う。12ページの主体ごとの主な役割のところで、あまり触れられていないということは指摘しておく。

14ページのバリアフリー基本構想についても非常に重要であるが、「バリアフリー基本構想等の策定」とだけ書かれているので、策定を支援しようとしているのか、何をしようとしているのか分かりづらい部分がある。

22ページのICTを活用した移動支援について、これから、様々な見せる情報が増えてくると思われる。一番大事なことは情報を整理することだと思っている。最近、国土交通省でも、トイレ等の写真を撮ってAIで解析して、バリアフリー情報を整えてゆこうとしており、公共建築物が備えている機能や道路では勾配といった、バリアフリー情報については、例えば、「道路のバリアフリーに関する情報について

何%を整備します」といった目標化がしやすいと思う。行政として大事なことは、個別の取組というより、情報の整理についても大事と思う。

29ページの観測指標については、どのように考えたら良いのか、という課題も残る。

最後にユニバーサル社会づくり推進地区整備事業の見直しについても、どのように推進してゆくかについての課題が残っている。

いずれにしても、今回の目標年次が5年後としているので2030年の兵庫県の福祉のまちづくりがどうなっているか、というイメージで見ていただければと思う。

### 【委員】

資料4の6ページの「建築物」「まち」「ソフト」という3つの柱が少し古いという感じがした。やはり、「建築物」と「まち」は一体的に進めるのが、基本的なバリアフリーの構想だと思うので、2つの柱に分けるのが本当に良いのかということが、少し疑問である。14ページには、バリアフリー基本構想の説明にも、一体的に推進する、と書いてある。3つの柱にするとしても、「建築物」と「まち」は一体的にバリアフリー化を進めるという文言をどこかに入れたらどうか。

### 【事務局】

確かに「建築物」の話と「まち」の話というのはどこまでが建築物で、どこまでがまちかというのは、考え方によってボーダーはないのかなと思う。過去からの経緯で、3本柱になっているというところもあるが、今いただいたご意見のように、6ページの冒頭部分に「建築物」「まち」の関係性を追記しようと思う。

### 【委員】

今回の基本方針は、個別に施策を書き連ねるのではなく、1つの柱に対して、それぞれが重なり合うことを示した表現になっていることは大切なことである。

その柱については、行政的に言うと、「建築物」として考えているので、変えるのは難しいとは思うが、今回の改定でポイントとしていることは、見やすく分かりやすいものにするということなので、分かりにくいというご指摘かと思う。6ページの冒頭部分をもう少し考えていただければ良いのかと思う。

### 【委員】

それぞれがばらばらではなく、重なっていて、ソフトは全部を網羅している、3つの柱が独立しているのではない、といったことを示す概念図みたいなものがあつても良いのかもしれない。

それよりも、3つの柱と「地域特性」「当事者参画」「心のバリアフリー」のアイコンが合っていないような気がする。これは使った方が良いのか。

### 【事務局】

考え方としてはこの3つは大事だと思っているが、アイコンの表記はもう一度考える。

### 【委員】

資料4の11ページの民間の住宅のバリアフリー化の状況が知りたい。制度的には、これから入居は拒否できないという時代だと思う。住宅内の段差解消や手すり設置やトイレ改修をしたいとなったら、どうなるのか。また、目標値を見ると、バリアフリー化率が5年たっても2%しか上がらないなど、今のこの状況はどうなっているのか、県としてどれぐらい把握しているのか知りたい。

### 【事務局】

住宅のバリアフリー化に関しては、住宅土地統計調査から持ってきた一定のバリアフリー化率の数値しか持ち合わせていない。

委員がおっしゃっているのは公共に比べて民間の、特に賃貸住宅を懸念されているのではないかと思う。賃貸はバリアフリー化だけに限らず、省エネルギー化や耐震性についても、持ち家に比べるとどうしても、グレードが低い傾向がある。

### 【委員】

そういう意味でいうと、相談の体制を整えるとか、ソフト面からの支援がかなり重要なのかなと思う。

### 【委員】

持ち家と公営住宅と民間賃貸住宅のバリアフリー化率を分析したことがあるが、民間賃貸住宅は1割以下だった。古い民間賃貸住宅は高齢者が住んでいるから、手すりだけは付いている。

障害者が親元を離れて独立したいとなって、賃貸住宅を探す際、公営住宅は一杯で入れず、民間を探しても、2%以下しかないバリアフリー化された住宅を探すのは困難。玄関までに段差がない家を探すのも大変で、ヘルパーさんを付けている場合は、段差を通過するときにはヘルパーさんに毎回スロープを出してもらっている人もいる。

県も共同住宅のオーナーに対して、セーフティネット住宅に登録した場合、補助をしていたと思うが、全額ではないので、お金をかけてまで改修するほどの住宅なのか、ということもあると思う。民間なので、どこまでやるか、県として何か言えるのか、ということはあると思うが、今後、人生いきいき住宅助成事業で、バリアフリー改修の補助を民間の賃貸住宅に対しても行うのもありではないか。特に若い人は、これから家を買えない世代になってくるということもあるので、民間の賃貸とか中古賃貸とか中古の持ち家に力を入れていくような社会に変わっていくのかなと思う。今回の福祉のまちづくり基本方針には関係ない気もするが、県こそ、今後そういう方向性があると良いなと思うので、一文入れていただければと思う。

### 【委員】

当事者意見交換会の参加者は全部で何名だったか。

### 【事務局】

9名である。